

第5章. 税関当局及び貿易円滑化

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) 迅速通関（関税法の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着から48時間以内）に引取りを許可）
- (2) 急送貨物（通常の状態において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可）
- (3) 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度（関税分類、原産性等）（150日以内に回答）
- (4) 自動化（輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める）